

# 低 圧 高 稼 動 契 約

(選 択 約 款)

平成 29 年 10 月 1 日 実 施

# 低 圧 高 稼 動 契 約

## 目 次

I	本 則	1
1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適用範囲	1
4	供給の単位	2
5	供給電気方式, 供給電圧および周波数	2
6	契約電力	3
7	季節区分	3
8	料 金	3
9	使用電力量の計量	5
10	需給契約の成立および契約期間	5
11	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費 の精算	5
12	そ の 他	7
II	実 施 細 目	8
1	選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間	8
2	契約電力	8
3	夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い	9
4	そ の 他	10
附	則	11
別	表	12

# I 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(3) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

## 3 適用範囲

この選択約款実施の際現に選択約款の低圧高稼動契約（平成 28 年 4 月 1 日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合で、原則

として、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 6（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、電灯または小型機器の基準電力（6〔契約電力〕(1)を適用した値といたします。）および動力の基準電力は、50キロワット未満といたします。

#### 4 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

#### 5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

- (1) 電灯または小型機器への供給は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (2) 動力への供給は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200

ボルトとすることがあります。

## 6 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

### (1) 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、原則として特定小売供給約款（平成29年9月13日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

### (2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

## 7 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

### (1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### (2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

## 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400

円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,512円00銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	18円46銭	16円78銭

(3) 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）(3)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4（加重平均力率の算定）(1)または(2)により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

## 9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないません。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。
- (2) 当社は、(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

## 10 需給契約の成立および契約期間

- (1) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、あらかじめお客さまに新たな契約期間についてお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。また、契約更新後、新たな契約期間等についてお知らせいたします。

- (2) 当社は、需給契約が成立した場合および需給契約の更新を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

## 11 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに

精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって別表 5（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）を適用いたします。この場合、当初から別表 5（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）によって算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、この場合、適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比である分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもとない新たに施設した供給設備について、供給約款 64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって別表 5（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）を適用いたします。この場合、当初から別表 5（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）によって算定される料



金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、この場合、適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、供給約款64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

## 12 そ の 他

- (1) 供給約款27（日割計算）に定める事項については、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、供給約款の定額電灯、従量電灯または低圧電力をあわせて契約することはできません。
- (3) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実 施 細 目

### 1 選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間

本則2（選択約款の変更）(3)および本則10（需給契約の成立および契約期間）(2)における「個別に通知する方法」とは、個別配付、郵送または電子メールの送信等による方法をいいます。

### 2 契約電力

(1) 別表2（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、本則6（契約電力）(1)にかかわらず、電灯または小型機器の基準電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値+ロによってえた値×0.1

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお、イおよびロによってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(2) この選択約款実施の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当社の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は、本則6（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力は、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{制限される電流（アンペア）}}{\text{電流（アンペア）}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の}}{\text{定格電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款の従量電灯Aまたは従量電灯Bにおける電流制限器をいいます。

- (3) 夜間蓄熱式機器を使用されている場合で、夜間蓄熱式機器以外の機器について当社の電流制限器が取り付けられているときは、(1)イの値は、(2)に準じて算定いたします。

### 3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

- (2) 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (3)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

- (3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

- (5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

#### 4 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したのものとして、供給約款の低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

# 附 則

## 1 実施期日

この選択約款は、平成29年10月1日から実施いたします。

## 2 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) 当社は、実施細目2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(3)に該当し、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの5時間通電機器を使用される需要場所において、5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

ロ イに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされた(1)に該当する夜間蓄熱式機器

# 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直

後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

## 3 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定

### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天

## 然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、47,100 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (47,100 \text{円} - 31,400 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。



平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭7厘
------------	-------

### (3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

#### 4 加重平均力率の算定

(1) 電灯または小型機器の力率は，100パーセントといたします。

(2) 動力の力率は，次のとおりといたします。

イ 供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，供給約款別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[ \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[ \frac{\text{力率}}{90 \text{ パーセントの}} \times \frac{\text{機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[ \frac{\text{力率}}{80 \text{ パーセントの}} \times \frac{\text{機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$

ロ 供給約款 19（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

(3) 加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{(1) \text{ の力率} \times \frac{\text{電灯または}}{\text{小型機器の}} \times \frac{\text{基準電力}}{\text{基準電力}} + (2) \text{ の力率} \times \frac{\text{動力の}}{\text{基準電力}} \times \frac{\text{基準電力}}{\text{基準電力}}}{\text{契 約 電 力}}$$

## 5 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもない料金を精算する場合の料金

料金は、本則 8（料金）を適用いたします。ただし、本則 8（料金）(1)および(2)に定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき本則 8（料金）(1)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、本則 8（料金）(1)の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	22円15銭	20円14銭